

# 町の中小企業緊急

## 保証料の

# 支援策を承認

## 1/4を補助



平成20年第4回定例会は12月3日から18日まで、会期16日間で開催されました。  
今回の定例会では、専決処分の承認、「安全・安心まちづくり基金条例」など、合わせて19件の町長提出議案を審議しました。



緊急保証制度の事務処理を行う中小企業診断士(左)と町臨時職員

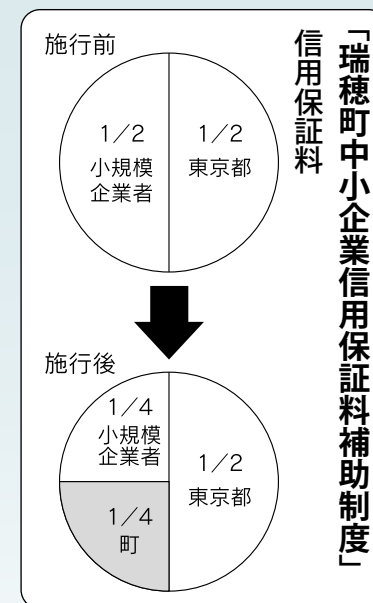
### 議員からの質疑(要約)

- Q** 町の補助限度額を10万円としているが増額できないか。また、利子補給や前払い金の率を上げるなど、その他の議論はなかったのか。
- A** 金融機関からは、平均融資額は800万円程度と聞いている。そこで、町の補助限度額を10万円と設定すれば、約1,000万円までの融資を受けられることとなる。また、前払い金制度については検討に入っており、対象と効果を見定めながら議会に提示したい。
- Q** 町の対象事業者数と周知方法は。
- A** 町内の中小企業約1,500社には、商工会からすでに通知をした。また、対象事業は国が定めた698業種で、全業種の7割強であり、ほとんどが該当すると思われる。
- Q** 会期中にもかかわらず専決処分とした理由は。
- A** 事業者に対して年内の振り込みを可能にするためには、15日がタイムリミットである。しかし、通常の方法では手続き上間に合わない。そこで、極めて緊急性が高いと判断し専決処分とした。

### 補正予算を可決

一般会計予算を1億6,194万3千円増額し、また、5つの特別会計を総額1億8,722万5千円増額する補正予算を可決しました。  
一般会計補正の主な内容は、国民健康保険特別会計への繰出金追加などです。

18日の本会議において、町側から「緊急に中小企業への補助制度を行うため、補正予算を専決処分した。」との報告があり、審議の結果、承認しました。この制度の内容は、国の緊急保証制度を利用した小規模企業者が支払う信用保証料の4分の1を町が補助するというものです。(左表参照)  
なお、今回の施策について、町側の申し出により12日に議員全員協議会を開催し、「会期中ではあるが、緊急性を考慮し、専決処分したい。」との趣旨説明を受けて協議をした経緯があります。



※専決処分(地方自治法第179条)

緊急性があり、かつ議会を開催する時間的余裕が無い場合など、議会の議決を経ずに町長の判断で執行できる制度。ただし、次の本会議で承認を受けなくてはならない。